第二号様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(57)中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

(16) 株式の保有状況
第二号様式記載上の注意(58)に準じて記載すること。

(17) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
第二号の五様式記載上の注意(57)に準じて記載すること。

(18) 事業等のリスク
第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(31)ａ中「連結会社」とあるのは「提出会社」と読み替えるものとする。

(19) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第二号の五様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

(20) 経営上の重要な契約等
第二号の五様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。

(21) 研究開発活動
第二号の五様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(22) 設備投資等の概要
第二号の五様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

(23) 主要な設備の状況
第二号の五様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

(24) 設備の新設、除却等の計画
第二号の五様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。

(25) 経理の状況
第二号の五様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

(26) 財務諸表
ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

(27) 貸借対照表
第二号様式記載上の注意(68)本文に準じて記載すること。

(28) 損益計算書
第二号様式記載上の注意(69)ａ本文及びｂに準じて記載すること。

(29) 株主資本等変動計算書
第二号様式記載上の注意(70)本文に準じて記載すること。

第二号の五様式記載上の注意(55)に準じて記載すること。

［加える。］

(16) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
第二号の五様式記載上の注意(56)に準じて記載すること。

(17) 事業等のリスク
第二号様式記載上の注意(31)に準じて記載すること。

(18) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
第二号の五様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。

(19) 経営上の重要な契約等
第二号の五様式記載上の注意(40)に準じて記載すること。

(20) 研究開発活動
第二号の五様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(21) 設備投資等の概要
第二号の五様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

(22) 主要な設備の状況
第二号の五様式記載上の注意(43)に準じて記載すること。

(23) 設備の新設、除却等の計画
第二号の五様式記載上の注意(44)に準じて記載すること。

(24) 経理の状況
第二号の五様式記載上の注意(45)に準じて記載すること。

(25) 財務諸表
ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　同左］

ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が有価証券報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

(26) 貸借対照表
第二号様式記載上の注意(67)本文に準じて記載すること。

(27) 損益計算書
第二号様式記載上の注意(68)ａ本文及びｂに準じて記載すること。

(28) 株主資本等変動計算書
第二号様式記載上の注意(69)本文に準じて記載すること。